

職 員 の 処 分 に つ い て (そ の 2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和7年8月15日
- 2 所属の所在地区
大崎・栗原地区
- 3 所属の種別
高等学校
- 4 年齢
27歳
- 5 管理職、一般職の別
一般職
- 6 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

- 7 事件・事故の概要

宮城県迫桜高等学校 教諭 きりさわ 桐澤 ゆうき 悠生は、令和7年8月15日、仙台市内の飲食店で飲酒した後、自宅へ帰宅するために自家用車を運転し、午後11時30分頃、その道中において自損事故を起こした。

その後、現場を訪れた警察官から呼気検査を受け、基準値以上のアルコールが検出された。

- 8 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 9 処分年月日
令和7年10月23日
- 10 管理監督責任
管理職1人 文書厳重注意